

新型コロナウイルス感染防止策（利用者用）

国母公園有料運動施設
（運動広場・テニスコート）
令和２年８月７日改訂

1 感染防止策

(1) 利用制限等

- ① 1 回の利用時間及び利用人数の制限は行いませんが、利用時間や利用者数は最小限とする。
- ② 大会等については利用団体より感染防止策の提出後、協議の上貸出しを決定する。

(2) 人と人との距離の確保（「密接・密集」の回避）

- ① 受付は、代表者 1 名により行う。
- ② 休憩の際は、他の人との間隔を少なくとも 2m 以上確保する。また、利用時も同様に人と人との距離を保つよう心掛ける。

2 その他の感染防止策

(1) マスクの着用

利用者は、原則マスクを着用する。ただし、運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとる。

(2) 体調チェック

- ① 利用者について、発熱や軽度であっても風邪の症状、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しない。
- ② 利用者（代表者）については、チェックシート、利用者名簿に氏名を記入する。
- ③ 利用者は、原則として、事前に体調確認、検温を行う。

(3) ゴミの持ち帰り

ゴミは各自持ち帰る。

3 施設ごとの注意点等

(1) 開放時間について

午前 8 時 30 分から午後 10 時とする。

(2) 利用について

運動広場

- ・ 個人及び団体での利用とし、全面（2面）利用ができるものとする。
- ・ 利用時間及び利用人数の制限は行わないものとする。

テニスコート

- ・個人及び団体での利用とし、4コート(A、B、C、D)利用できるものとする。
- ・利用時間及び利用人数の制限は行わないものとする。

(3)利用の手続き

- ・「国母公園有料運動施設使用許可申請書」に利用者（代表者）が連絡先等必要事項を記入する。
- ・利用者（代表者）は、チェックシート（裏面：利用者名簿）を記入し、利用後に管理事務所入り口横の郵便ボックスへ入れる。

(4)大会利用の手続き

- ・大会等の開催については、主催者により感染防止策の提出後、協議の上貸出しを決定する。